

平成28年度 埼玉県第4種リーグ戦 実施要項
T r e a s u r e L e a g u e

- 1 目 的 小学生年代の少年少女に対し、サッカーの楽しさ・興味・関心を醸成するとともに粘り強さ・技術の向上・心身の健全な発達を図る。併せて、年齢に見合った指導とM-T-Mメソッドの指導法により、バランスのとれた選手及び指導者の養成を目指す。
- 2 主 催 公益財団法人 埼玉県サッカー協会
- 3 主 管 公益財団法人 埼玉県サッカー協会第4種委員会
- 4 運 営 東西南北各地区運営委員会
- 5 後 援
- 6 協 賛
- 7 特別協力
- 8 期 日 (1) 4月9日(土)から10月2日(日)の間とし、4月から6月を前期、7月から10月を後期に区分しての実施を基準とする。
(2) 各地区は、前(1)の期間内で月1日又は2日のマッチデーを設定して行うものとする。
(3) 前(2)のマッチデーは、4月10日・4月17日・5月8日・5月29日・6月12日・7月3日・7月17日・9月4日・9月19日及び10月2日を基準として、各地区の実情に応じて設定するものとする。
- 9 会 場 県内各会場
- 10 参加資格 (1) 2016年度日本サッカー協会第4種登録済のチームであること(以下「加盟チーム」)
2016年3月18日(金)までに継続登録申請又は新規登録申請を完了し、さらに、同年3月31日(木)までに承認済であること
(2) 前(1)に所属する選手であり日本サッカー協会発行の第4種の選手証を有する者で、かつスポーツ安全傷害保険に加入済であること
(3) リーグ戦開始以降の移籍登録選手の参加は不可とする。ただし、転校又は転居等に伴う移籍登録選手で、各地区運営委員長の承認を受けた選手はこの限りではない。
(細部：別紙第1「選手登録について」)
- 11 参加チーム 次の条件のすべてを満たす加盟チームは2チームの参加を認める。
その他今年度に限り、同一加盟チームであっても、少女のみでの活動と認められ、かつ次の(3)・(4)の条件を満たす場合は、別に少女ブロックへの参加を認める。
(1) 前10(1)の継続登録又は新規登録申請の時点で、17人以上の6年生の登録申請があること
(2) エントリー表提出の時点で両チームに1人以上の6年生を選手登録し、さらにリーグ戦の終始を通じて両チームに1人以上の6年生の選手登録を継続すること
(3) エントリー表に記載した選手は、8(1)の前期対戦中又は後期対戦中でのチーム間の入れ替えがないこと(前期対戦終了から後期対戦開始までの間での入れ替えは認める。)
(4) 有資格審判員を2人以上帯同できること
- 12 試合方法 (1) 参加全チームを東西南北の区分を基本とし、9チーム(基準)／1ブロックで55ブロックに分けてホーム&アウェー方式でのリーグ戦(各2対戦)
(2) 各地区のブロック数は、東部12、西部14、南部20、北部7、少女2とする。

(3) 試合時間は40分(20分-5分-20分)とし、勝点(勝ち3点・引き分け1点・負け0点)により1位~4位を決定する。

同勝点で1位~4位が決定しない場合は、原則として再試合による。ただし、やむをえない事由により、各地区運営委員長の承認を受けた場合は、出場中の競技者3人によるペナルティマークからのキック又は抽選によることができる。

13 競技規則 次の(1)から(4)の他は、日本サッカー協会競技規則2015/2016による。

(1) 1チーム8人の競技者によって行い、競技者のうち1人はゴールキーパーとする。

試合中、8人未満になり選手の補充ができない場合は、そのまま続行する。

(6人以上で試合成立とする。)

(2) 退場者が出た場合は、交代要員の中から競技者を補充することができる。

(3) 競技のフィールドは68m×50mを基準、ゴールは5m×2.15mとし、使用球は4号公認ボールとする。

(4) キックオフから直接得点することはできない。キックオフからのボールが直接相手ゴールに入った場合は相手チームのゴールキックで再開する。

14 選手登録 登録選手は8人以上とし、登録要領等は別紙第1「選手登録について」による。

15 選手交代 各試合のメンバーは16人以内とし、その範囲内で自由な交代とし、交代ゾーンを使用する。

(1) 主審の承認を得ることなく、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中に関わらず行うことができる。

(2) ゴールキーパーの交代は、ボールがアウトオブプレーのときに、主審に通知し、主審の承認を得て行う。

16 表彰 各ブロック1位・2位・3位チームを表彰する。

17 代表権 (1) 各ブロック1位チームを第10回埼玉県第4種サッカーリーグ選手権大会(以下「選手権大会」という。)の出場チームとし、その実施要領は次の大綱に基づき別に示す。

・適用する競技規則は、日本サッカー協会競技規則2016/2017によるものとし、競技のフィールドは105m×68m、競技者の数は7人以上11人以下とする。

・リーグ戦最終版のエントリー表に記載されていない選手は参加できない。

(2) 各ブロック1位チーム及びプレーオフで勝ち抜いたチームを第40回全日本少年サッカー大会の東西南北地区予選の出場チームとし、プレーオフ及び地区予選の実施要領は次の大綱に基づき別に示す。

・適用する競技規則は、前13に同じ

・リーグ戦最終版のエントリー表に記載されていない選手は参加できない。

18 その他 (1) 参加チームは、前8のマッチデーでの対戦に努めるものとする。ただし、学校行事又はそれに準じる事由あるいは悪天候等によりマッチデーに対戦できない場合は、各地区運営委員長又はその指名する者の承認を受けて別日程で対戦することができる。

(2) 実施上の細部は「確認事項」による。

(3) 運営上の報告事項は別紙第2「報告事項一覧表」による。

(4) ブロック責任者会議 4月2日(土)(細部:別示)

確認事項

1 エントリー表及びメンバー表の提出並びにユニフォームの確認について

- (1) リーグ戦開始前までにエントリー表を1部提出する。(提出時期・提出先は地区運営委員長の計画による。)
- (2) 試合開始予定50分前までにメンバー表を1部本部に提出するとともに、メンバー表記載全選手の選手証を呈示しメンバー表との照合・確認を受ける。
- (3) 試合開始予定40分前に登録した正・副2組のユニフォームを持参して、審判員によるチェックを受ける。(対戦相手と類似色の場合は、話し合い又は主審のトスにより決定する。ただし、原則としてホームチームに優先権を与える。)
- (4) 交代要員を含む全選手と選手証・メンバー表との照合及び用具等の確認を試合開始10分前から受ける。

2 ベンチについて

- (1) ベンチに入れる者は、メンバー表記載選手16人以内と、監督・コーチ5人以内とする。
- (2) チームベンチは競技のフィールドに向かって左側をホームチームとし、対戦相手が右側とする。
- (3) 退席を命じられた指導者は、次の1試合はベンチに入ることはできない。
- (4) ベンチでの喫煙及び携帯電話・カメラ・ビデオ等の使用は禁止する。

3 警告・退場について

- (1) リーグ戦(実施要項12(3)の再試合等を含む。以下同じ)及び選手権大会を懲罰規定上の同一競技会とみなし、未消化の出場停止処分は持ち越し順次消化する。
- (2) 退場を命じられた選手は、次の1試合は出場できない。警告を累積3回受けた選手も同様とする。
- (3) リーグ戦の終了時点で累積の警告は消滅し、選手権大会には持ち越さない。

4 不戦敗について

棄権又は選手数の不足、用具・選手証の不備又は集合時間等の著しい遅れ等により試合が開始できない場合は、その試合について当該チームを不戦敗とし、相手チームに勝点3を与える。没収又は無効試合の場合も同様に相手チームに勝点3を与える。

5 天候その他の事由による中断・中止等の場合の処置

試合途中で中断した場合、再開後の試合時間は規定の試合時間の残り時間とする。再開できないときは、その時点の得点をもって試合終了とする。ただし、ブロック責任者、会場責任者及び当該チームが合意のうえ地区運営委員長が承認した場合は、別日程で再試合を行うことができる。

6 競技場内での飲水について

- (1) 試合中必要に応じて飲水タイム設ける。
- (2) 水以外の“スポーツドリンク”等の持ち込み及び摂取については、会場責任者の指示による。

7 審判について

すべての試合をチーム帯同の審判員が行う。(やむを得ない事情により第3者の審判員の割当が困難な場合は、対戦チーム同士の相互審判とすることができる。)

8 対戦日程・組み合わせ作成及び対戦にあたっての注意事項

- (1) 実施要項8の後期対戦は、原則として当該ブロックの前期対戦終了後に開始するものとする。
- (2) チームは1日2試合以下、2日連続対戦の場合は2日間で2試合以下、3日連続の場合は3日間で3試合以下とする。

9 その他

- (1) 地区運営委員長はブロック責任者(チーム)を、ブロック責任者(チーム)は会場責任者(チーム)をそれぞれ指名する。
- (2) 地区運営委員長は、細部具体的な運営要領を定めて地区内参加チームに周知徹底すること
- (3) ブロック責任者は、別に示すところにより有望選手の選考及び経理会計処理を実施するとともに、リーグ戦並びに選手権大会に関連する連絡・調整を担任する。

- 10 実施要項・確認事項の各条項が守られない場合又はリーグ戦運営にあたり不適切な行為等があった場合並びに前3(3)、前4については、リーグ戦フェアプレー・規律委員会において審議する。